

# 公共図書館と個人情報・ プライバシー保護

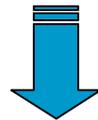
—個人情報保護法令に基づく図書館業務の再検討—

沖縄国際大学総合文化学部 助教授 山口真也

平成19年2月26日(月) 13時～15時  
ゆいベース・エル図書館員研修

# はじめに

- 2004年10月、三重県立図書館、全利用者13万人余の個人情報流出、氏名、住所、電話番号の他に、**貸出記録も**含まれていた。
- 2005年2月、高槻市立高槻市立中央図書館で利用者**89人分の名簿が盗難**される。その後、不審電話が利用者宅にかかる。
- 2004年～2005年にかけて、**那覇市内**で図書館員をかたり、子どもたちから個人情報を集める事件が頻発。図書館員の個人情報保護に対する姿勢が市民には理解されていない？



公共図書館もまた「個人情報保護」という観点から、日々の活動を見直す時期が来ている。

# 本日の内容

## ■ 個人情報保護について基本概念を整理

- ① 個人情報とは何か？
- ② 個人情報を保護する意義・必要性
- ③ 個人情報保護の方法
- ④ 個人情報保護義務違反に対する罰則

簡単に  
説明

発表30分

## ■ 現場での事例を題材として、望ましい個人情報の取り扱いについて解説

解説60分

## ■ 質疑応答＋意見交換

質疑30分

# 「個人情報」とは何か？ 大きく2つに区別される

秘密、そっとしておいてほしい情報

個人情報＝(生存する)個人に関する情報の全て

## ① 個人識別情報

＝個人に関する客観的な事実

氏名、住所、電話番号、メールアドレス(特定できるもの)、身体的特徴、写真など

## ② センシティブ(機微な)情報

≡評価情報、プライバシー情報

医療・健康情報

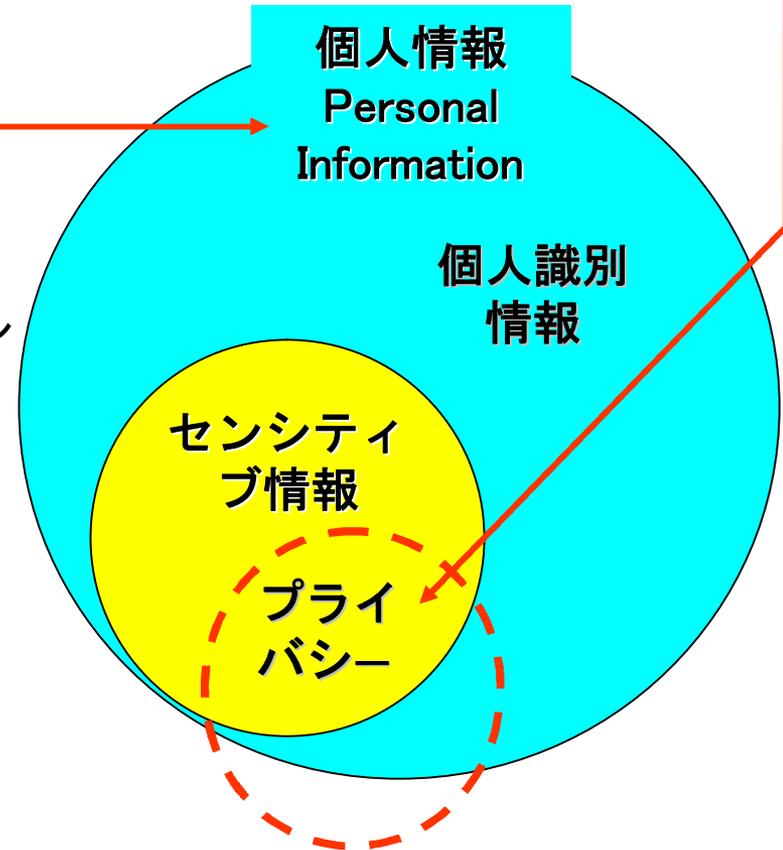
個人の経歴・社会的活動

家族関係・交友関係

信用情報・財産情報

個人の内心などに関する情報

(思想、趣味、主義、興味関心、信仰、支持政党)



図書館も個人情報保有機関

# なぜ個人情報保護は保護されなければならないのか？

## 個人情報保護 ←→ 個人情報の流出・悪用

保護の必要性は、流出、悪用された場合を考えると分かりやすい。

- 社会生活において**経済的な損害**を被る  
氏名と電話番号が流出 → 「オレオレ」詐欺  
氏名と住所が流出 → ダイレクトメール  
表札の氏名 → 悪徳リフォーム・執拗な勧誘
- **評価情報として悪用**され、社会的差別を被る  
信仰・宗教情報 → 転入拒否・就学拒否  
医療情報 → いじめ・からかい  
交友関係・興味関心 → 内定取り消し・婚約取り消し  
(身元調査・思想調査に使われる可能性が高い)
- 流出した場合に**取り返し**がつかない  
ネットワーク社会では、大量データが一瞬でコピーされ、世界中に流出、永遠に情報がネットワーク上をさまよう  
紙で個人情報を管理していた時代よりリスクが大きい！

主に個人  
識別情報  
の流出

主にセンシ  
ティブ情報  
の流出

被害を回  
復できない、  
一生被害  
が続く

「**人権保護**」という観点から、現代社会が  
取り組まなければならない大きな課題

# 個人情報保護法令と図書館の関係

## 図書館の設置主体によって適用される法令が異なる

- 国立の図書館(国立大学・国立学校図書館)
  - 独立行政法人個人情報保護法
- 私立の図書館(私立大学・私立学校・私立公共・民間企業の専門図書館)
  - 個人情報保護法
- 公立の図書館(公立大学・公立学校・公立公共図書館)
  - 各自治体の個人情報保護条例
- その他の図書館(省庁の図書館等)
  - 行政機関個人情報保護法
  - 個人情報保護法の基本法部分(努力目標)

法令の内容は基本的には同じだが、異なる部分もある  
図書館員は適用法令の内容をしっかりと学ぶ必要がある

# 個人情報保護を保護する具体的な方法

## 個人情報保護法令に明記された義務

### ■個人情報保護の原則 × プライバシー保護

「秘密を守る」だけではない！

#### ①個人情報の取得(収集)

目的明確化の原則(収集する目的を通知する)

収集制限の原則(不要な情報は集めない)

＜例＞貸出登録の際に保護者の氏名や職業を書かせる、コピー申し込み用紙に住所を記入させる

#### ②個人情報の利用

利用制限の原則(目的外利用の禁止)

＜例＞貸出記録をタネに噂話、住所ののぞき見

#### ③個人情報の管理

安全管理の原則(外部提供、漏洩の禁止)

＜例＞学校図書館員が移動図書館(公共図書館)からの督促依頼を引き受ける

# 個人情報保護を保護する具体的な方法

## 図書館員の役割とは？

- 個人情報（氏名や住所、読書記録等）の所有者はあくまで利用者本人であり、本人が自己の情報に関してコントロールする権利を所有していると自覚すること。
- 図書館員が個人情報を取得し、利用、管理する場合は、了解された方法や範囲でのみ収集すること。
- 個人情報は本人の予期しない用途では使用しないこと。
- 個人情報の漏洩を防ぎ、完全性や可用性に関して責任を持つこと。
- これらの役割は条例に明記された義務であり、義務違反に対しては罰則も科されることを自覚すること。

# 個人情報保護を保護する具体的な方法

## 外部提供・目的外利用の義務違反には罰則もある

### ●個人情報保護条例による罰則

- 公文書に記載された個人情報で、電子計算機を用いて検索できるものを外部提供 → 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金(第32条)
- 公文書に記載された個人情報を外部提供、目的外利用(個人的な用途で盗用) → 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(第33条)

### ●地方公務員法による罰則

- 公文書以外の個人情報を外部提供 → 一年以下の懲役又は三万円以下の罰金(第60条)

### ●民法による賠償責任

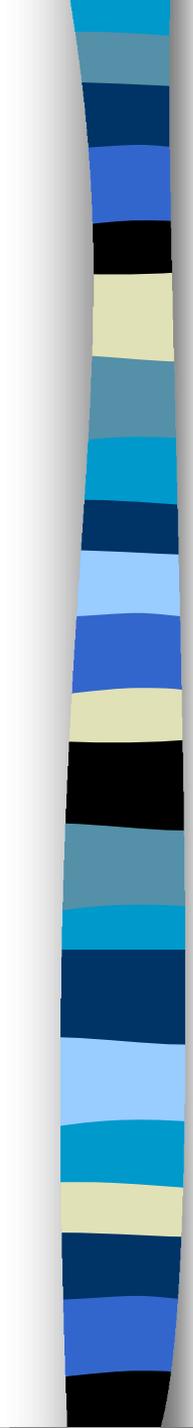
- 公文書以外の個人情報を外部提供・目的外利用 → 民法上の不法行為に該当すれば、損害賠償責任を問われる(第709条)

## 個人情報

### 公文書

### 電子化され 検索できる 文書

メモ書き、記憶など  
ひとまず業務で  
取り扱う個人情報  
全てが保護の対象と  
考えるべき



こんなとき、  
どうすればいいの？

事前に頂いた  
質問に対する回答

# 質問①

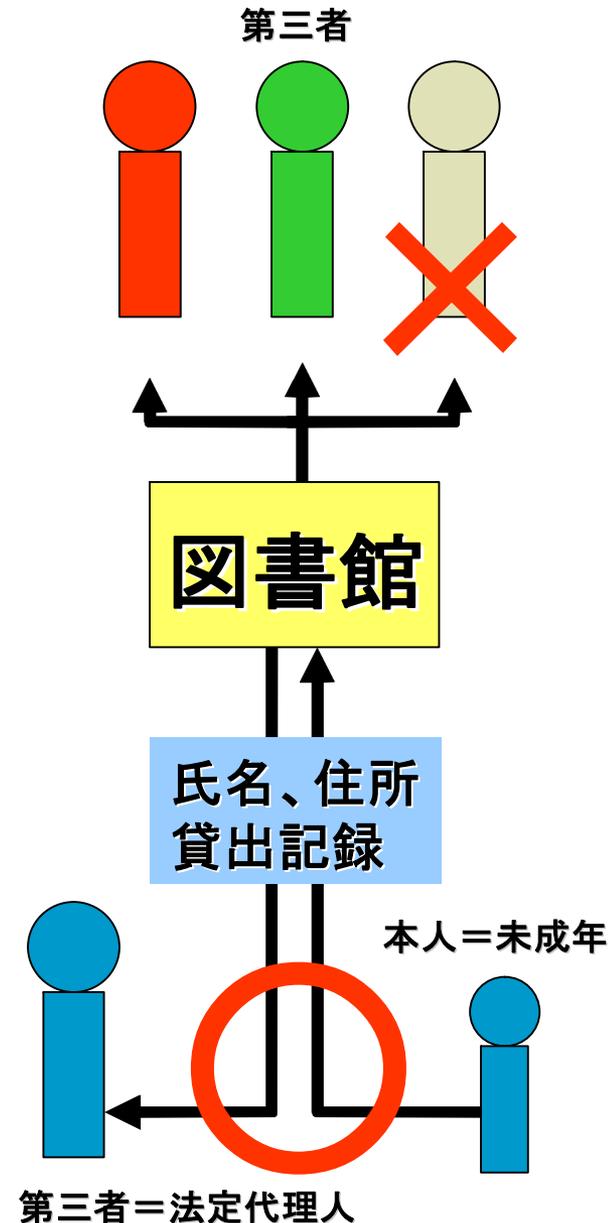
## 未成年の個人情報の取り扱い

- 利用の更新の場合(那覇市は1年に1度)住所、電話番号の変更がないかを確認します。住所や電話番号という言葉がわからない、知らない、そうした幼児や児童に対する確認を行う際に、そばに保護者がいる場合、保護者へ確認をすることもありますが、親へ子どもの情報の確認を行ってもよいのでしょうか？
- よい場合は、何歳までが範囲となりますか？

**利用者が15歳未満までなら  
特に問題はありません**

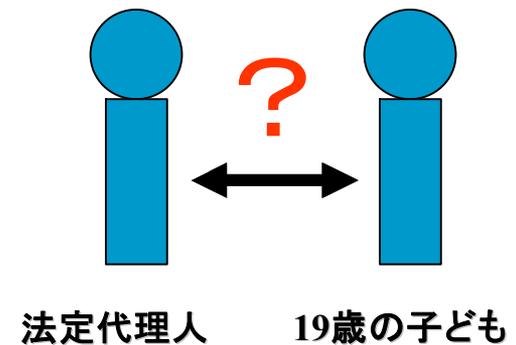
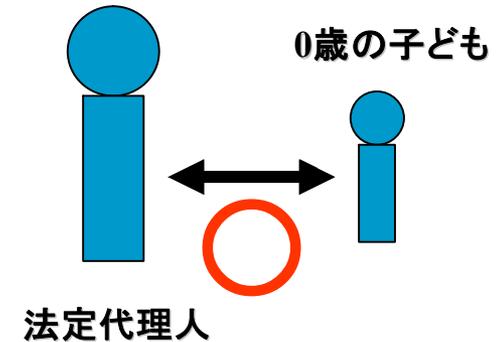
# 質問① 未成年の個人情報の取り扱い

- 個人情報は原則として本人以外には提供できない。保護者、兄弟、配偶者、恋人など、近い関係であってもダメ。
- ただし、本人が未成年の場合は、法定代理人(保護者など)に本人と同等の権利が認められている。
- 簡単に言えば、本人＝法定代理人と考えてよい。
- 未成年の個人情報をその法定代理人に知らせることは、本人に知らせることと同じ。
- **本人の同意がなくとも**、提供可能となっている。那覇市個人情報保護条例でも同様。



# 質問① 未成年の個人情報の取り扱い

- ただし、0歳と19歳を同一視するには無理がある。(19歳で家出して結婚した女性の居所を親に知らせる?)
- 一部の自治体では、個人情報保護条例施行規則にて、「15歳」を区切りとして、15歳以上の未成年の情報を法定代理人が開示請求する場合は「同意書」の提出を求めている。
- 15歳未満でも本人が不利益になる場合は、情報を提供しないケースもある。(虐待児童の居所を親に伝える)
- 那覇市個人情報保護条例では施行規則には明記されていないが、ほぼ同様の内規を設けている。



① 利用者が15歳未満

本人に不利益がなければ  
保護者に確認してよい。

② 利用者が15歳以上

できるだけ本人に直接確認  
した方がよい。

## 質問②③

# 貸出記録の外部提供

- 子どもの貸出状況はプライバシーとなりますが、親から開示を求められた場合は対応してもよいでしょうか。よい場合は、何歳までが範囲となりますか？
- 親から子どもの貸出状況を教えてほしいと求められた場合、どのようなケースなら対応できますか？

15歳未満なら  
個人情報保護  
条例違反には  
ならない？

そもそも貸出  
記録(読書記  
録)は個人情  
報ではない？

# 質問②③ 貸出記録の外部提供

## 15歳未満であれば問題はない？

- 法定代理人＝保護者等への個人情報提供は可能。
- 電話口ではなく、カウンターにて、身分証明書の提示など、身元をしっかりと確認すればよい。
- ただし、**本人の不利益になる場合**は、15歳未満でも保護者からの開示請求を拒否できるのでは？

## そもそも条例では貸出記録は 個人情報とは認められていない？

- 自治体業務において個人情報を収集、利用する場合、「個人情報事務登録簿」を作成、届け出なければならない。(条例で定められている)
- 公共図書館も登録簿を作成しているが……

# 資料① 個人情報事務取扱登録簿にみる貸出記録の位置付け

## ■ 個人情報保護条例をいち早く作成した神奈川県の場合

(教育委員会) 個人情報事務登録簿							
実施機関コード	40	部局名	教育局	所属コード	4018	登録番号	1990-4018-019
登録年月日	1990年10月 1日		開始年月日		変更年月日	2004年 4月 1日	
登録主管室課	生涯学習文化財課						
所管室課所	県立図書館、川崎図書館						
個人情報取扱事務	名 称	図書館資料利用事業事務					
	目 的	県立の図書館資料を一般県民の利用に供するため					
	根拠法令等	神奈川県立の図書館の利用等に関する規則・施行規程					
個人情報記録から検索し得る個人の類型		図書館利用者 の個人情報					
個人情報を取り扱う目的		県立の図書館利用者を把握する。					
個人情報 の項目名	基本的項目	心身の状況	家庭生活	社会生活	資産・収入	その他の項目	
	<input type="checkbox"/> 整理番号	<input type="checkbox"/> 健康・病歴	<input type="checkbox"/> 親族関係	<input checked="" type="checkbox"/> 学業・学歴	<input type="checkbox"/> 資産状況	<input type="checkbox"/> 意見・要望	
	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名	<input checked="" type="checkbox"/> 障害	<input type="checkbox"/> 婚姻歴	<input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴	<input type="checkbox"/> 収入状況	<input type="checkbox"/> 相談内容	
	<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 身体状況	<input type="checkbox"/> 家族状況	<input type="checkbox"/> 地位	<input type="checkbox"/> 納税状況	<input type="checkbox"/> 顔写真	
	<input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 精神状況	<input type="checkbox"/> 居住状況	<input type="checkbox"/> 資格	<input type="checkbox"/> 取引状況	<input checked="" type="checkbox"/> その他	
	<input checked="" type="checkbox"/> 住所・電話番号	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 成績・評価	<input type="checkbox"/> その他	[利用目的]	
	<input type="checkbox"/> 本籍・本籍地	[ ]	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 賞罰	[ ]	[ ]	
	<input type="checkbox"/> 国籍	[ ]	[ ]	<input type="checkbox"/> その他	[ ]	[ ]	
	<input type="checkbox"/> 続柄	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	
	思想・信条等の個人 情報の取扱い	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 思想、信条及び宗教 <input type="checkbox"/> 人種及び民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分	取扱理由	<input type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 審議会意見 [類型: ] [個別: ] (法令の名称等)	条 例 第6条	

公共図書館  
では、思想・  
信条等の個人  
情報は取り扱  
っていないこと  
になっている

## 資料② 個人情報事務取扱登録簿にみる貸出記録の位置付け

### ■ 神奈川県では学校図書館の貸出業務も登録しているが

	基本的項目	心身の状況	
個人情報の項目名	<input checked="" type="checkbox"/> 整理番号	<input type="checkbox"/> 健康・病歴	
	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 障害	
	<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 身体状況	
	<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 精神状況	
	<input checked="" type="checkbox"/> 住所・電話番号	<input type="checkbox"/> その他	
	<input type="checkbox"/> 本籍・本籍地	[ [ ] ]	
	<input type="checkbox"/> 国籍	[ [ ] ]	
	<input type="checkbox"/> 続柄	[ [ ] ]	
		<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
		なる	

学校図書館でも、思想・信条等の個人情報を取り扱っていないことになっている

- 神奈川県では、個人情報保護条例の施行をうけて、「行政指導」という形で、「個人カード式では個人の思想が漏洩する」という理由で、1980年代後半～1990年にかけて、学校図書館の貸出方式が議論される。
- 1990年代前半には、県立高校の貸出方式が**ブラウン式へ変更**された。
- にもかかわらず、登録簿では、貸出の際に集める情報は単に氏名、生年月日、住所・電話番号、学業・学歴、職業・職歴のみ。学校図書館では集めていないような情報も含まれており、公共図書館の登録簿を丸写ししたのでは？

# 資料③ 個人情報事務取扱登録簿にみる貸出記録の位置付け

## ■ 那覇市では公共図書館のみ登録

第1号様式(第19条関係)

### 個人情報業務届出書

4340号  
4年3月4日

那覇市長 親:白康晴 様

実施機関 那覇市教育委員会  
教育長 嘉手納是敏 印

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出番号	92015	届出担当課	那覇市立中央図書館 電話 098-891-3449			
個人情報管理責任者	那覇市立中央図書館館長					
業務の名称	図書の貸し出し					
業務の目的	図書資料の一般市民への貸し出し					
個人情報の対象者	那覇市に在住者、在勤者、在学者					
業務の開始年月日	■ 継続 / □ 新規 ( 年 月 日 )					
個人情報の内容	基本的事項 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 国籍 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻離婚 <input checked="" type="checkbox"/> その他	思想・信条 <input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 主義主張 <input type="checkbox"/> 趣味嗜好 <input type="checkbox"/> 犯歴等 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他	社会的活動 <input checked="" type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 団体加入 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 学業成績 <input type="checkbox"/> 勤務成績 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他	経済的活動 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 公租公課 <input type="checkbox"/> 経済取引 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他	心身 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 容姿 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障害程度 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他	その他 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他
	個人情報の収集方法	■本人 / □本人以外(法令・公益性・緊急性・審議会)				
	個人情報の収集時期	□定期( 月~ 月) / ■随時				
	個人情報の告知方法	□文書 ■口頭 □告示 □申請等 □その他				
	個人情報の記録形態	■文書 □図画 □マイクロフィルム □電磁媒体 □その他				
	備考					

	基本的事項	思想・信条	社会的
個人情報の内容	■氏名	□思想	■職業
	■住所	□宗教	□地位
	■性別	□支持政党	□学歴
	■生年月日	□主義主張	□資格
	□国籍	□趣味嗜好	□団体加
	□本籍	□犯歴等	□賞罰
	□続柄	□	□学業成
	□親族関係	□	□勤務成
	□婚姻離婚	□	□
	■その他	□その他	□その他

公共図書館は、貸出サービスの際に、思想・信条等の個人情報は取り扱っていない

なんと貸出記録は思想・信条の記録ではない！

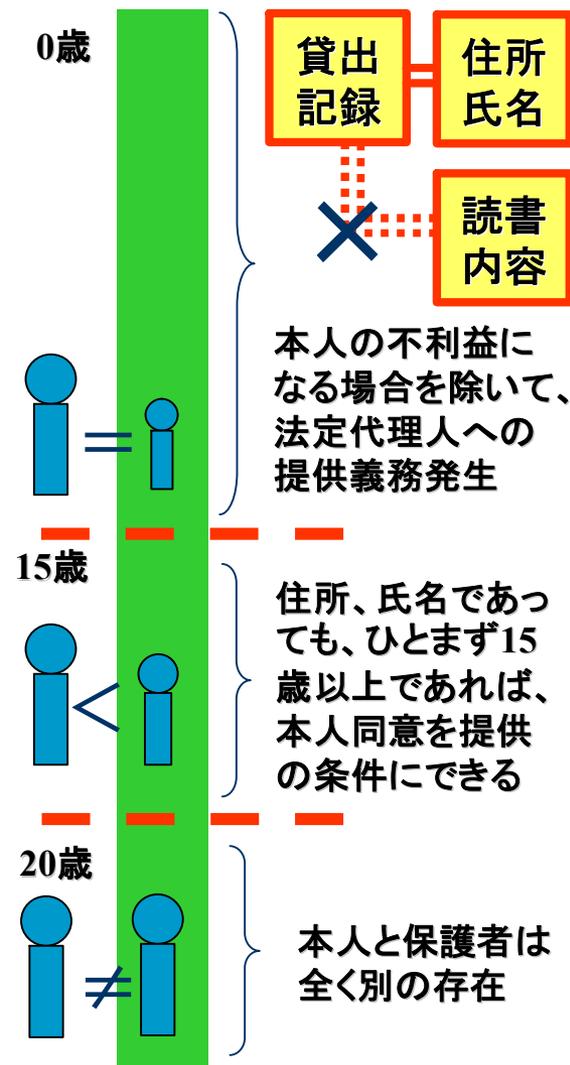
## 質問②③ 貸出記録の外部提供

貸出記録は直接、思想や信条を表すものではないので、センシティブ情報は含まれないと解釈

- 貸出記録に含まれる個人情報は、氏名、住所、電話番号、学業・学歴、職業・職歴のみ。
- 一般的に、これらの個人識別情報が子どもと保護者の間で「秘密」にしているとは考えにくい。
- 15歳未満であれば、「貸出記録」を保護者に提供しても問題ない。



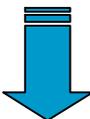
- ただし、公共図書館が守るべきルールは「個人情報保護条例」だけではないはず！



# 質問②③ 貸出記録の外部提供

貸出記録は「プライバシー」であり、  
その保護によって初めて「知る自由」は実現される。

- これまで図書館界では、「図書館の自由に関する宣言」において、貸出記録を「個人情報」として、ではなく、「プライバシー」として保護することを利用者に約束してきた。(個人情報保護条例が施行されるよりも**ずっと前から**)
- 読書の秘密が守られない状態では、利用者は好きな本を自由に読むことができなくなる。こうした状態は「知る自由を保障する」という図書館の役割に反する。(プライバシーを保護する理由は民法上の不法行為に該当するから、だけではない)
- 保護者と子どもの間にもプライバシーはある。
- 何を秘密と感じるかには個人差があるため、図書館員がその判断はできない。よって、図書館が預かる貸出記録は**全てプライバシー**として保護されなければならない。



- 保護者からの照会に対しては、「**本人に直接聞いてください**」と対応。
- トラブルを避けるため、「図書館の自由に関する宣言」ポスターを掲示し、
- 利用案内に、図書館のプライバシー保護に対する姿勢を明記する。



荒川区立南千住図書館のパンフレット

# 質問④⑤⑥

## 公共物管理のための外部提供

- 利用者Aの奥様らしき方が「利用者A(夫)は絶対に返さないと思うので弁償したい」と申し出た場合、家族の立場の方へ貸出状況を開示するときの、手続き、条件などがありますか？
- 児童の資料弁償の場合(当該利用者:児童に弁償能力がない場合)、保護者に弁償資料を伝えてもよいですか？
- 利用者対応時にPC設定で「延滞資料有」「無効利用者です」「連絡事項あり」等と音声流すことができるのですが、流すことに対して何か問題はありますか？

財産管理を目的とする場合であり、緊急性があり、かつやむを得ない理由があれば

本人以外の第三者に貸出記録を通知することは可能

ただし、プライバシーを極力侵害しない方法を考えましょう

# 質問④⑤⑥ 公共物管理のための外部提供

## 15歳未満であればひとまず問題はない

- 法定代理人＝保護者等への個人情報提供は可能。
- カウンターにて、身分証明書の提示など、身元をしっかりと確認した上で通知。

## ただし成人の場合は家族であっても通知できない

- 貸出記録は公文書であり、データベース化されているため、安全管理義務が生じる。成人の場合は本人以外には通知できない。(氏名等と延滞事実は個人情報)
- ただし、延滞が長引くと紛失につながり、財産管理上の問題が生じる上に、**他の利用者の知る権利を侵害**する。
- 延滞督促は図書館員の重要な任務であり、放置することは許されない。

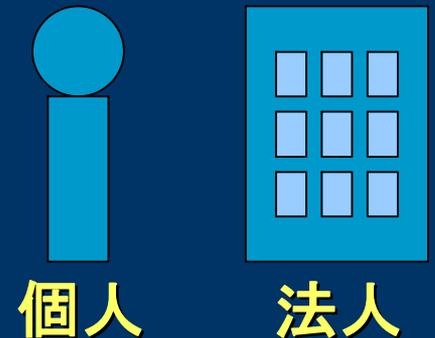
個人情報保護条例が  
図書館業務を阻害する？

# 質問④⑤⑥ 公共物管理のための外部提供

## 個人情報外部提供が例外的に認められることもある(那覇市個人情報保護条例の場合)

- 那覇市個人情報保護条例第9条
- 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を、第7条第1項第2号に規定する業務の目的の範囲を超えて、実施機関内部又は実施機関相互において利用(以下「目的外利用」という。)し、又は本市の実施機関以外のものに提供(以下「外部提供」という。)してはならない。
  - (1) 本人の同意を得ている場合、
  - (2) 法令に定めがある場合、
  - (3) 出版、報道その他これらに類するものにより、公知性が生じた個人情報である場合、
  - (4) **人の生命、健康、生活又は財産上の重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由がある場合、**
  - (5) 実施機関が職務執行上特に必要があり、あらかじめ審議会の意見を聴いた場合
- 実は図書館での延滞資料の督促、弁償の要求は(4)に該当すると解釈できる。
- 財産管理のための外部提供は認められている。ただし条件がある……

### 「人」の定義



公法人も含まれる

# 質問④⑤⑥ 公共物管理のための外部提供

## 公共図書館の財産上の重大な危機を 避けるための外部提供の条件と方法

- 人の生命、健康、生活又は財産上の重大な危険を避けるため、
  - 緊急かつやむを得ない理由がある場合、
  
  - 「緊急性」の判断基準
    - ① 他の利用者からの予約があった場合 → 放置すると他の利用者の知る権利を侵害する。
    - ② 蔵書点検などの規則で決められた財産確認の時期が迫っている場合
  
  - 「やむを得ない理由」の判断基準
    - ① 何度、電話をかけても、利用者に直接、連絡が取れない場合、
    - ② 何度、督促しても反応がない(無視をされる)場合、
    - ③ 本人に通知したが、利用者に弁償する能力がない場合
- 
- できるだけプライバシーを侵害しない方法で通知する
    - ① 延滞、紛失したという事実のみの通知
    - ② 弁償資料の料金のみを伝える (対価弁償が可能であれば)

# その他の質問①

- 交通事故などの緊急時、資料からの個人情報検索、開示を求められた場合、開示してもよいでしょうか？

「人の生命、健康上の重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由がある場合」と認められるケースについては、本人同意がなくても提供可能です。

- 個人情報開示を求められて開示できる場合を教えてください。(例えば捜査令状が出た場合など)

捜査・差押令状に基づく捜査であれば、「法令に定める場合」の外部提供として認められますが、図書館界のガイドラインでは、①令状持参を求め、②内容を確認し、③必要な範囲で対応し、④不要な情報を求められたら準抗告する、というルールもあります。

## その他の質問②

- 利用者本人が亡くなっていた場合など、貸出状況を開示する際の手続き、条件はありますか？
- 施設利用者の車の移動がある場合、車のナンバーを館内放送してもよいでしょうか？
- 本人が「情報を開示してもよい」と文書ではなく、口頭で申し出ただけでも開示は可能ですか。やはり文書が必要になりますか？

保護対象は「生存する個人に関する情報」であり、故人の情報対象外。ただし、遺族の個人情報となる場合は保護対象となるので注意。

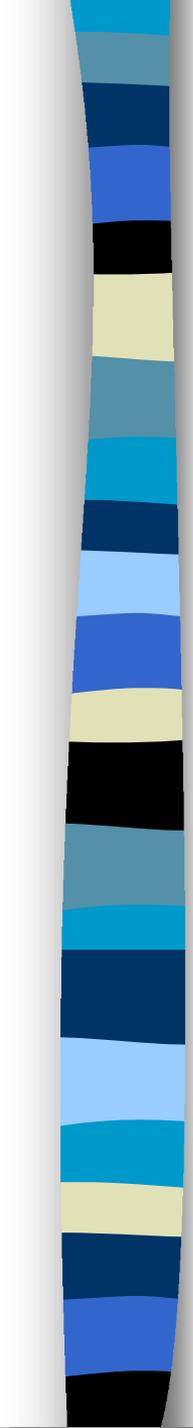
保護対象は「特定個人を識別できる情報」のみ。車のナンバーは容易に個人を特定できる情報ではないので、保護対象外。

口頭でも十分。ただし、本人が第三者提供に関するリスクを理解していない場合もあるので、リスクを伝え、情報提供の範囲を確認、同意書をとっておく方がよいのでは？

# 今後の課題

- 近年、「個人情報保護に対する**過剰反応**ではないか」といった批判や、「個人情報を保護しつつ、有効に利用するという視点が欠如しているのではないか」といった見解も。
- しかし、個人情報保護法令の内容は複雑である上に、図書館界では、プライバシー侵害、「図書館の自由に関する宣言」との関わりにおいて検討していかなければならないためさらに理解が困難。
- 深く考えずに、「今まで通りでよい」と安心するのでは、専門職である図書館員の対応として不適切。
- レファレンス、予約リクエスト、相互貸借、コピーなど、個人情報、プライバシーを取り扱うケースは数多く存在する。個人情報、プライバシーは正しく取り扱われているか？

個人情報保護条例の施行を、「面倒なもの」と受け取らず、業務再点検の契機として積極的にとらえていく必要がある。



ご参加ありがとうございました